

保存版

令和2年7月

保護者様

大阪市立巽中学校
校長 山西 勝仁

非常変災時の措置について

平素は、本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、大阪市の中学校では、非常変災時において午前7時の段階で、下記の警報等が発令されている場合、大阪市教育委員会の指示に従い、臨時休業となります。

記

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合
- イ 中学校にあっては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合

- ※ テレビ・ラジオ等のニュースに十分注意してください。
- ※ 臨時休業の場合、学校ホームページに掲載するとともに保護者メールでも配信いたします。
- 家庭で安全に心がけ、自宅学習をするようにしてください。
- ※ 登校後に、「暴風警報」か「特別警報」が発令された場合は、安全確認のうえ、生徒を下校させますのでよろしくお願いします。
- ※ 休日（土・日・祝日）も、同様の扱いとなります。部活動や試合についてもご注意ください。